

## 役員 の 報 酬 等 に 関 す る 規 程

(総 則)

第1条 社団法人日本マリーナ・ビーチ協会定款第 17 条第 2 項に定める常勤役員の報酬等については、本規程の定めるところによる。

(俸 給)

第2条 俸給は年俸とし、年俸の額は、常勤役員の就任の都度、1,400 万円以下の範囲内で会長が理事会に諮って決定するものとする。

- 2 俸給は、年俸の額を 12 で除した額を俸給月額として支給する。
- 3 常勤役員が月の途中で退任したときは、日割りにより計算した額とする。
- 4 俸給の支給日及び支給方法については、職員給与規程の給与に関する規定を準用する。

(通勤手当)

第3条 役員には通勤手当を支給する。

- 2 前項の通勤手当の支給については、職員の例による。

(端数処理)

第4条 この規程の定めるところにより計算された額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

附 則

1. この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

1. この規程は、平成 20 年 4 月 16 日から施行し、4 月 1 日から適用する。

附 則

1. この規程は、平成 22 年 4 月 15 日から施行し、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。